

議案第81号

日進市国民健康保険税条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月4日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

出産する予定又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額規定を追加する。

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3ヶ月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間の</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

うち当該年度に属する月数を乘じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

- (ア) 単胎妊娠の場合 2,300円
- (イ) 多胎妊娠の場合 3,450円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

- (ア) 単胎妊娠の場合 3,834円
- (イ) 多胎妊娠の場合 5,750円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

- (ア) 単胎妊娠の場合 6,134円
- (イ) 多胎妊娠の場合 9,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

- (ア) 単胎妊娠の場合 7,667円
- (イ) 多胎妊娠の場合 11,500円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

- (ア) 単胎妊娠の場合 690円
- (イ) 多胎妊娠の場合 1,035円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額

した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,150円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,725円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額

した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,840円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世
帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,300円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,450円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る
介護納付金課税額の所得割額 当該出産
被保険者につき第8条の規定により算定
した所得割額の12分の1の額に、当該出
産被保険者の産前産後期間のうち当該年
度に属する月数を乘じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る
介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定に
より算定した被保険者均等割額の12分の
1の額に、当該出産被保険者の産前産後
期間のうち当該年度に属する月数を乘じ
て得た額として、次に掲げる世帯の区分
に応じ、それぞれ出産被保険者1人につ
いて次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額

した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,100円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,650円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額

した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,834円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,750円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額

した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,934円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世
帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,500円

(出産被保険者に係る届出)

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者

は、出産被保険者が世帯に属する場合に

は、次に掲げる事項を記載した届書を市長

に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日

及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月

日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義
務者は、次に掲げる書類を添えなければな
らない。

(1) 出産の予定日を明らかにす
きる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明ら
かにす
き
く
こ
と
が
能
る
書
類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行
う
場
合
に
は、出
産
し
た
被
保
険
者
と
当
該
出
産
に
係
る
子
と
の
身
分
関
係
を
明
ら
か
に
す
き
る
こ
と
が
能
る
書
類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者
の出産の予定日の6ヶ月前から行うことが可
能である。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該
出産被保険者について同項各号に掲げる事
項及び第2項各号に掲げる書類において明ら
かにすべき事項を確認することができる場
合は、第1項の規定による届出を省略させ
ることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険

税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第82号

令和5年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を次のとおり提出します。

令和5年9月4日提出

日進市長 近藤裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和5年度（第2号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和5年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,794千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ6,933,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰入金		831,784	2,794	834,578
	2. 基金繰入金	362,616	2,794	365,410
歳入合計		6,931,011	2,794	6,933,805

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		39, 644	2, 794	42, 438
	1. 総務管理費	36, 822	2, 794	39, 616
歳 出 合 計		6, 931, 011	2, 794	6, 933, 805

令和5年度（第2号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,400,673		1,400,673
2. 県支出金	4,592,874		4,592,874
3. 財産収入	602		602
4. 繰入金	831,784	2,794	834,578
5. 繰越金	99,568		99,568
6. 諸収入	5,160		5,160
7. 国庫支出金	350		350
歳入合計	6,931,011	2,794	6,933,805

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	39,644	2,794	42,438
2. 保険給付費	4,533,138		4,533,138
3. 国民健康保険事業費納付金	2,238,968		2,238,968
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	90,001		90,001
6. 基金積立金	602		602
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	18,656		18,656
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,931,011	2,794	6,933,805

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			2,794
			2,794

2 歳 入

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 基金繰入金	362, 616	2, 794	365, 410
計	362, 616	2, 794	365, 410

4款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基金繰入金	2,794	基金繰入金 2,794

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 一般管理費	36,130	2,794	38,924				2,794	
計	36,822	2,794	39,616				2,794	

1款 総務費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
12. 委託料	2,794		国民健康保険資格管理事業 電算事務委託料 2,794 2,794